

2013.10.6

## 奨学金問題の現状と課題

### ～奨学金問題対策会議の設立と取組み～

奨学金問題対策全国会議事務局長

弁護士 岩 重 佳 治

#### 1 我が国の学費・奨学金の現状と課題

構造的に生み出されている「奨学金被害」

#### 2 奨学金問題対策会議の成立と活動

- ・ 設立の経緯
- ・ 相談・救済活動
- ・ ホットラインの実施
- ・ 各地での集会
- ・ 議員要請
- ・ 請願署名
- ・ 裁判所への申入れ
- ・ 他との連携

#### 2 日弁連の動き

- ・ 全国一斉奨学金返済問題ホットライン
- ・ 米国訪問調査
- ・ 奨学金制度の充実を求める意見書
- ・ 10/12シンポジウム

#### 4 政治の動き

- ・ 学生への経済的支援の在り方に関する検討会と文科省の概算要求
- ・ 三鷹市議会の決議

#### 5 子どもの貧困対策法と大綱の策定に向けて

# 署名の お願い

## 「奨学金被害」をなくし、 真に学びと成長を 支える奨学金制度を!

たくさんの可能性を持った若者たちが、学ぶために、借金という大きな荷物を背負って社会に出ていく今の状況が続けば、この国は成り立たなくなります。

我が国から「奨学金被害」をなくし、真に学びと成長を支える学費と奨学金制度を実現するため、ぜひ、署名活動へのご協力を宜しく申し上げます。

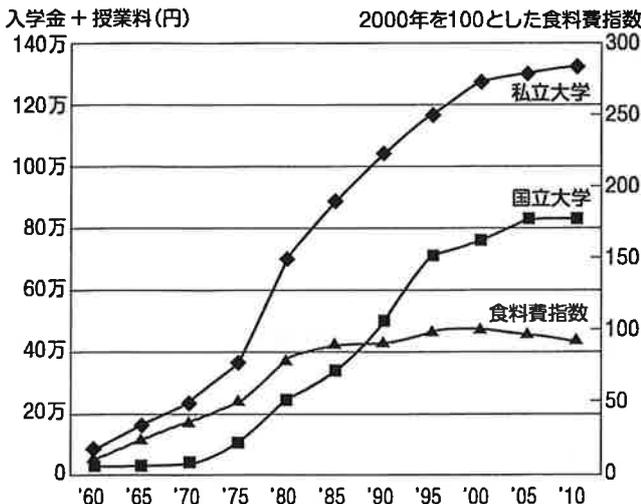
### 学費の高騰と家計収入の減少

だから 奨学金に頼らざるをえない!

70年代半ば以降、大学の授業料の値上げが繰り返され、国立・私立を問わず、我が国の大学の学費は世界で最も高いレベルになってしまいました。

他方で、家計の収入は90年代以降減少の一途を辿り、大学に行くためには奨学金に頼らざるを得ない人が多くなっています。今や、大学学部生（昼間）の約50%が何らかの奨学金を利用し、約4割が機構の奨学金を借りるまでになっています。

#### ■大学初年度納付金の推移



#### ■大学初年度納付金の推移

	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010
国立大学	10,000	13,500	16,000	86,000	260,000	372,000	545,600	707,600	755,800	817,800	817,800
私立大学	79,250	175,090	228,960	372,760	704,890	913,000	1,059,100	1,192,900	1,283,400	1,305,900	1,315,600
食料費指数	17.3	24.6	32.9	59.1	77.0	88.1	93.7	99.4	100.0	98.0	95.7

奨学金という名の借金 + 利子・延滞金の負担 + 低賃金

だから 返したくても返せない!

#### ●ほとんどが貸与型

諸外国では奨学金の相当部分が給付型であるのに対し、我が国の奨学金のほとんどは貸与であり、機構の奨学金は全部が貸与です。

#### ●利息と延滞金が大きな負担

機構では、当初、無利子の一時的な補完措置とされた有利子の奨学金が、民間資金を大きな財源として拡大を続け、今やその事業予算は無利子の3倍です。延滞金の利率も年10%と高く、返しても元金が減らないケースも少なくありません。

#### ●不安定・低賃金労働の拡大

他方、非正規雇用等の不安定・低賃金労働の拡大等により、卒業して安定した収入を得て奨学金返済できる環境は大きく崩れています。機構の奨学金の3か月以上の延滞者のうち、46%の人が非正規労働者又は職がなく、83.4%が年収300万円以下です。

#### ■3ヶ月以上の延滞者の年収の割合



## 個人保証の問題点

### だから 親や親戚にも迷惑をかけてしまう!

機構の奨学金を利用するには、保証料の負担を覚悟で機関保証を利用する場合以外は、連帯保証人と保証人を求められ、多くの場合、連帯保証人は親、保証人は親戚です。下記の様に、救済制度に不備がある機構の奨学金制度のもとでは、支払いができない人が自己破産をしようとしても、保証人への影響をおそれて、無理な支払いを続けるケースが後を絶ちません。

### 厳しい利用条件 + 様々な運用上のハードル

### だから 救済制度が使えない!

機構の奨学金では、返済困難に陥った人に対する救済手段があることはありますが、条件が非常に厳しく、運用上もさまざまな制限があり、救済手段としては極めて不十分です。

しかもこれらの救済手段は十分に周知されていないため、利用できることを知らないまま延滞金が発生し、結局、制度を利用できなくなるケースも少なくありません。以下はその一例です。

#### [返還期限の猶予]… 願い出により奨学金の返還を一定期間猶予する制度

- 低収入(給与所得者の場合、年収300万円以下)の猶予期限は5年間の上限あり。
  - それを過ぎるとどんなに収入が低くても使えない。
  - 延滞金がある場合には解消しないと利用できない。

#### [返還免除]… 奨学金の返還の全部または一部を免除する制度

- 自分でそしゃくができない、言語の能力を失っている、常に床について複雑な看護を要する、など
  - ごく限られた場合にしか認められない。
  - 免除事由発生前に、延滞金があると認めない。

## 返済している 奨学生たちの声

### 父やおじに迷惑をかけるくらいなら

失業中です。返還猶予の利用を繰り返してきましたが、年数を使い切って、もう猶予ができな  
いと言われました。

連帯保証人である父のところに請求が来ていま  
す。おじも保証人になっており、迷惑をかけたく  
ありません。自分が死んで支払いを免れるなら、  
死んでしまいたい。

### 甘えでしょうか

奨学金は金融機関ではありません。経済的に恵  
まれない学生の夢を後押しするためのもので  
す。借りたものは返すべき、多くの延滞者はそ  
う考えていますが、仕事が見つからず、返した  
くても返せないのです。

不景気で、夢を叶えられずあきらめて、なんと  
か返済しなければならぬともがいている人た  
ちがいることを分かってあげて下さい。

### 延滞金が壁になっています

障害1級で、働くことができません。機構から  
裁判を起こされ、免除の申請をしました。免除  
の事由には該当すると思いますが、障害が発生  
する前に延滞金が生じていたとして、免除を認  
めてくれません。連帯保証人の父にも請求が行  
き、わずかな年金の中から、無理をして支払う  
ことになりそうです。

父は、他の兄弟3人の奨学金の保証人にもなっ  
ていて、そちらも裁判も起こされて、その支払  
いもしなければなりません。父は、実家の土地  
建物を所有しているため、破産もできない状態  
で、本当に苦しんでいます。

## 奨学金問題対策全国会議

Facebook: <https://www.facebook.com/syougakukin>

〒104-0061 東京都中央区銀座 6-12-15 COI銀座 612 7F

TEL 03-3571-6051 FAX 03-3571-9379

東京市民法律事務所内 事務局長 弁護士 岩重佳治

# 「奨学金被害」をなくし、真に学びと成長を支える奨学金制度を求める請願書

## 【請願趣旨】

大学の学費が高騰する一方で、家計は苦しくなり、今や大学生（昼間部）の2人に1人が何らかの奨学金を利用し、約4割が日本学生支援機構（機構）の奨学金を借りています。

学費の高騰で借入額も増大する一方で、非正規労働等の低賃金・不安定雇用の拡大、格差と貧困の拡がりは、大学を卒業しても奨学金を返せない多くの人を生み出しています。

特に、機構の奨学金は、7割が有利子となるなど利用者負担が増大し、債権回収会社、ブラックリスト、訴訟等までも利用した徹底した回収強化策により、返済ができない人に対する無理な取り立てが行われ、奨学金を返してたくても返せない人が、経済的にも、精神的にも更に追い詰められています。

機構の奨学金における返還猶予制度など救済制度は、要件が極めて厳しく、様々な運用上の制限もあって、使い物になりません。今や、機構の奨学金は、等しく教育を受ける権利（憲法26条1項）を支えるという本来の姿を失い、完全に教育ローン化してしまいました。

奨学金の返済に苦しむ人は、不十分な教育支援制度の下、自分の力ではどうしようもない理由で返済困難に陥り、無理な返済を迫られています。これは、構造的に生み出されている「被害者」に他なりません。

我が国から「奨学金被害」をなくし、真に学びと成長を支える学費と奨学金制度を実現するため、以下の項目を請願します。

## 【請願項目】

- 1、利用者の負担の少ない返済制度を実現して下さい。機構の奨学金における返還期限猶予の期間制限を撤廃し、所得に応じて無理ない金額を一定期間返せば残額が免除される「所得連動型の返済制度」を作して下さい。
- 2、利息と延滞金を廃止して下さい。廃止までの間は、返済金は元金・利息・延滞金の順に充当して下さい。
- 3、貸与型奨学金の個人保証制度をやめて下さい。
- 4、高校と、大学等の高等教育につき、速やかに国の給付型奨学金を作り拡充して下さい。
- 5、高騰した高等教育の学費を引き下げるための政策を実行して下さい。

氏名(自筆・1回のみ)	住所(都道府県から)

締切11月末日予定

呼びかけ団体 奨学金問題対策全国会議

〒104-0061 東京都中央区銀座 6-12-15 COI 銀座 612 ビル 7 階 東京市民法律事務所内

TEL 03(3571)6051 FAX 03(3571)9379

賛助団体・署名集約団体 全国青年司法書士協議会

集めた署名用紙はこちらに郵送をお願いします。FAX は不可です。

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-2 伊藤ビル 7 階 ※個人情報は適切に管理し、署名提出以外の目的では使用しません。

(取扱団体) 団体名

連絡先

# ◎奨学金の負担に苦しむ人たちの声です◎

ホットラインや日々の相談、マスコミなどに寄せられた、奨学金の負担に苦しむ人の声です。どうか耳を傾けて下さい！

## ●生活保護受給中でも

病気のため、非正規で働きながら生活保護を受けています。卒業後しばらく奨学金の請求がありませんでしたが、突然、支払うよう言ってきました。もう18年位、月に1000~2000円ずつ返していますが、延滞金にあてられて元金が減りません。

## ●保証人の母を助けたい

自分は自己破産していますが、連帯保証人である母が返済しています。母は高齢であり、いつまで払えるか分かりません。自分は障害があっても働けないので、母を助けられません。

## ●突然請求が

親が説明をせずに私の名前で奨学金を借りていました。機構から大金を一括請求されたので驚き、途方に暮れました。これまで一度の連絡もなく、ペナルティーの延滞金まで支払えという態度には納得できません。

## ●保証人に迷惑をかける位なら

失業中です。返還猶予の利用を繰り返してきましたが、年数を使い切ったので、もう猶予ができませんと言われました。連帯保証人である父のところに請求が来ています。おじも保証人になっており、迷惑をかけたくありません。自分が死んで支払いを免れるなら、死んでしまいたい。

## ●結婚も出産もできません

大学卒業後、就職しましたが、うつ病になって辞めました。返済猶予の5年を使い切り、減額返還制度を利用することになりました。最長10年間の減額(半額)を毎年申請しても64歳までかかります。パートの手取りは9~10万円。減額後の返済額は1万6000円ですが、延滞すると減額が認められなくなります。とても結婚や出産は考えられません。

## ●自己破産しました

卒業後、父が支払うと言ってくれていましたが、突然、機構から膨らんだ延滞金も含めて請求を受けました。離婚や仕事の不安定などが重なり、うつになって支払いが苦しく、過去に遡って返還猶予を求めようとしたのですが、5年以上前は役所の所得証明が取れないとして拒否されました。無理して返済を続けていましたが、精神的にも追い込まれて、自己破産をしました。

## ●話が違ふ

高校と大学の奨学金を支払えない時期があり延滞金が膨らんでいたところ、機構から、元金相当額を支払えば延滞金は免除すると言われ、まずは高校分について、長年にわたり元金相当額を支払って延滞金を免除されました。大学分も同様の処理をすると言われたため、頑張って元金相当額を返済し、延滞金の免除を求めましたが、手の平を返したように、延滞金はピタ一文まけないと言われました。話が違ふ、納得ができません。

## ●将来返せるか不安

娘が高校から大学院まで約400万円の奨学金を借りています。将来支払いが苦しくなった場合にどうすればよいかわからず、とても心配です。

## ●免除の申請をさせてくれない

娘は、機構の奨学金を借りて大学生活を送っていましたが、大学1年の1月、突然心肺停止になりました。その影響で、その後、両上下肢機能全廃となりました。栄養は肩に穴を開けて摂取し、今は瞬きだけでやり取りができる状態が2年続いています。当初は、家族が少しずつ奨学金を返していましたが、夫が定年で囂託となって収入が減り、医療費もかかるために支払いができなくなりました。機構に連絡して、返還の免除を求めましたが、回復の可能性があるからと(どんな根拠があるのでしょうか)、何度か返還猶予を繰り返してからでないと免除の申請はできないと言われ、申請用紙さえ渡してくれませんでした。困って弁護士に相談し、ようやく申請書を手に入れましたが、申請には議員などの証明を求められるなど、本当に大変です。

## ●延滞金が壁になって

障害1級で、働くことができません。機構から裁判を起こされ、免除の申請をしました。免除の事由には該当すると思いますが、障害が発生する前に延滞金が生じていたとして、免除を認めてくれません。連帯保証人の父にも請求が行き、わずかな年金の中から、無理をして支払うことになりそうです。父は、他の兄弟3人の奨学金の保証人にもなっていて、そちらも裁判を起こされて、その支払いもしなければなりません。父は、実家の土地建物を所有しているため、破産もできない状態で、本当に苦しんでいます。

## ●治療に専念したいのに

大学の学費が高く、利子付きの奨学金を借りました。しかし卒業後うつ病になり、フルタイムの仕事をするのが難しいまま数年がたちました。結婚していますが、夫も家賃と生活費でぎりぎり、奨学金の返済まで頼れません。せめて奨学金を借りていなければ、治療に専念し、もう少し希望を持てたのではと思っています。

## ●子どもはあきらめました

私の夫も奨学金を返しています。度重なる給与のカット、ボーナスもない、残業代も出ません。私もパートで1日7時間働いて必死で返済していますが、滞納してしまうこともあります。子どもにかけられるお金も厳しくなってきました。仕事のために児童センターに預けるのにもお金がかかり、学校で買う物の支払いができないこともあります。元々子どもを授かりにくいこともあり、新たな家族を…と治療していました。金銭的なこともあり、諦めざるをえませんでした。延滞3か月と9か月のペナルティー、知りませんでした。本当に怖いですね。

## ●大学をやめました

私大に通っていました。学費がとても高く、奨学金とアルバイトでやりくりしていましたが、奨学金という名の借金が増えていくのが怖く、アルバイトを増やせば授業料もままらなくなり、大学をやめました。辞めたら就職は難しいし、運良く正社員になれたので、返すことはできています。しかし、今後、私のように途中で勉学の道を閉ざされる人が出てくるのはかわいそうではありません。

## ●返したくても返せない

借りたものは返すべき、多くの延滞者はそう考えていますが、仕事が見つからず、返したくても返せない。その自責の念は相当なものです。

## ●甘えでしょうか

奨学金は金融機関ではありません。経済的に恵まれない学生の夢を後押しするためのものです。返還猶予5年は、どんな仕事でもいいから就職しろではなく、夢の実現のためにあるのではないのでしょうか。しかし、不景気で、夢を叶えられずあきらめて、なんとか返済しなければならぬ人がいて、いる人たちがいることを分かってあげて下さい。

## 奨学金制度の充実を求める意見書

意見書全文(PDFファイル:24KB)



2013年6月20日  
日本弁護士連合会

### 本意見書について

日本連は、「奨学金制度の充実を求める意見書」を2013年6月20日付けで取りまとめ、同年7月3日に文部科学大臣及び独立行政法人日本学生支援機構理事長宛てに提出いたしました。

### 本意見書の趣旨

1. 国は、高等教育に対する給付型奨学金制度を速やかに導入し、かつ拡充すべきである。
2. 国は、全ての貸与型奨学金につき、利息及び返還金の付加をやめるべきである。
3. 国は、全ての貸与型奨学金につき、個人保証の徴求をやめるべきである。
4. 国は、返還期限の猶予、返還免除等、返済困難な者に対する救済制度の拡充を図るべきである。
5. 独立行政法人日本学生支援機構は、返済困難な者を救済するために返還期限の猶予、返還免除等各種制度の柔軟な運用をすべきである。

(※本文はPDFファイルをご覧ください)

## 給付型奨学金制度の創設を求める意見書（案）

日本国憲法第 26 条は、全ての国民に「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」を保障しており、教育基本法第 4 条は、「経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定している。

日本を除く OECD（経済協力開発機構）の加盟国 33 カ国のうち、大学の授業料が無償の国は 17 カ国あり、残りの 16 カ国でも給付型の奨学金が制度化されている。日本においては、国立大学の初年度納付金の標準額が 81 万 7,800 円と高額の上、国による給付型の奨学金がなく、貸与型のみである。そのうち有利子奨学金が約 4 分の 3 を占めており、教員・公務員になった場合の免除制度は既に廃止されている。近年は全国の大学生のおよそ半分が奨学金を借りている現状がある。

就職難や低賃金の不安定・非正規雇用が広がる日本の社会経済状況のもと、高金利の貸与型奨学金の返済を遅延すれば「ブラックリスト」化され、卒業後の人生にも大きな支障を来す結果となっている。貸与型奨学金を利用しない理由として「将来の返済が不安」と答えた学生が 3 分の 1 に上っているという統計もある。したがって、従来の貸与型奨学金に限らず奨学金制度の拡充が求められている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、現行の貸与型奨学金制度の金利引き下げを図り、経済的に苦しい立場にあり、真に学ぶ意欲のある高校生・大学生に対しては、一定の条件のもと、給付型奨学金を早急に創設されるよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

2013 年 6 月 25 日

## ○大学等奨学金事業の充実 1,277億円 (209億円増)

[復興特別会計 71億円(△0.2億円)]

※他に財政融資資金 8,770億円(165億円増)

【事業費 1兆2,301億円(320億円増)】

・意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心できる環境の整備

### ①無利子奨学金の貸与人員の大幅増員 (有利子から無利子へ)

大学等へ進学を予定している高校生に対し、十分な無利子奨学金を確保するとともに、将来グローバルに活躍する日本人が海外留学をする際の負担を軽減するため、海外留学のための無利子奨学金制度を創設する。これらにより、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速させる。

### ②真に困窮している奨学金返還者の救済

経済困難を理由とする返還期限猶予の制限年数の延長及び適用基準の緩和、延滞金賦課率の10%から5%への引き下げ等を通じ、真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置を一層講じる。

◇貸与人員 144万3千人 → 147万3千人(3万人増)

(無利子奨学金) 42万6千人 → 49万6千人(7万人増)

※うち新規貸与者の増員分 4万4千人(うち被災学生等分4千人)

日本人学生の海外留学分 1万2千人

(有利子奨学金) 101万7千人 → 97万7千人(4万人減)

## ○国立大学・私立大学の授業料減免等の充実

379億円 (28億円増)

[復興特別会計 41億円(△20億円)]

◇国立大学の授業料減免等の充実 294億円(13億円増)

約0.2万人増(25年度 約5.2万人→26年度 約5.4万人)

※意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、授業料免除枠を拡大するとともに、学内ワークスタディへの支援を行う

◇私立大学の授業料減免等の充実 85億円(15億円増)

約0.3万人増(25年度 約3.7万人→26年度 約4.0万人)

※私立大学等が経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免等への支援の充実を図るとともに、学内ワークスタディ等への支援など、学生の経済的負担軽減のための多様な支援策を講じる大学等への支援を充実

◇専修学校生の学生生活等に関する調査研究 0.2億円(新規)

専修学校生及び専門学校への進学を希望する高校生・高等専修学校生を対象に、その生活費とこれを支える家庭の経済状況、学習とアルバイトの状況等についての実態調査を行うとともに、都道府県と専修学校を対象に、それぞれが実施している経済的支援策についての実態調査を行い、得られたデータ等を分析・活用し、施策立案等の参考とする。

# 奨学金問題シンポジウム「思いきり学びたい！」

## ～若者の夢と希望を応援する奨学金制度とは～

とき 2013年10月12日(土)

午後1時～午後4時(午後0時30分開場予定)

ところ 弁護士会館2階講堂「クレオ」A

不況と学費の高騰により、今や大学生(昼間部)の約4割が独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を利用し、約2人に1人が何らかの奨学金を利用しています。多額の負債を抱えて社会に出た若者たちは、就職難や非正規雇用の拡大により、返したくても返せない状況に陥っており、大きな社会問題となっています。

本シンポジウムでは、これまで日弁連貧困問題対策本部を中心に実施してきた調査や現場からの実践報告を踏まえて、現状の奨学金制度の課題を整理し、あるべき奨学金制度への改革の実現に向けて議論を深めていきます。

### プログラム

基調講演: 奨学金制度の問題点と展望

講師: 小林 雅之氏(東京大学大学総合教育研究センター教授)

- ◆ アメリカ調査の報告(日弁連貧困問題対策本部・塚啓輔委員)
- ◆ 当事者による現場からの報告
- ◆ 日弁連からの提言(日弁連貧困問題対策本部・岩重佳治委員)



参加費無料  
事前申込不要

- 地下鉄丸の内線・日比谷線・千代田線  
霞ヶ関駅(B1-b出口)から徒歩1分(会館直結)
- 地下鉄有楽町線  
桜田門駅(5番出口)から徒歩8分
- 地下鉄日比谷線・千代田線  
日比谷駅(A14・A10出口)から徒歩10分

※当連合会では、本シンポジウムの内容を記録し、また、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影した写真・映像及び録音した内容は、当連合会の会員向けの書籍のほか、当連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただくことがあります。また、報道機関による取材が行われる場合、撮影された映像・画像はテレビ、新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影をされたくない方は、当日、担当者にお申し出ください。

